第二条の見出し中「第六十五条第六項第三号イ」を「第七十一条第六項第三号イ」に改め、同条中「第六十五条第六項第三号イ（法第六十九条第六項、第七十一条第六項及び第七十二条第六項」を「第七十一条第六項第三号イ（法第七十五条第七項、第七十七条第六項及び第七十八条第六項」に改める。

第三条を次のように改める。

（法第九十八条第四項第一号の政令で定める法律）

第三条　法第九十八条第四項第一号（法第百三条第六項及び第百四条第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、第一条各号（第十号、第十三号、第三十号及び第三十七号を除く。次条において同じ。）に掲げるものとする。

本則に次の二条を加える。

（法第九十八条第四項第六号イの政令で定める法律）

第四条　法第九十八条第四項第六号イ（法第百三条第六項及び第百四条第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、第一条各号に掲げるもののほか、無限連鎖講の防止に関する法律とする。

（消費者庁長官に委任されない権限）

第五条　法第百十五条の政令で定める権限は、法第七十一条第一項、第七十五条第二項、第七十七条第三項、第七十八条第三項、第九十二条第一項及び第二項、第九十三条第一項から第四項まで、第九十八条第一項、第百三条第三項、第百四条第三項並びに第百十三条第一項の規定による権限とする。

（特定商取引に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第五十号中「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」を「消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」に、「第六十五条第二項」を「第七十一条第二項」に改める。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第三条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百三十八号の二中「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」を「消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」に改める。

（消費者安全法施行令の一部改正）

第四条　消費者安全法施行令（平成二十一年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号ロ中「第八条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令第一条の改正規定（同条の見出しの改正規定及び「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（」を「消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号。」に、「第六十五条第六項第一号（法第六十九条第六項、第七十一条第六項及び第七十二条第六項」を「第七十一条第六項第一号（法第七十五条第七項、第七十七条第六項及び第七十八条第六項」に改める部分を除く。）及び次項の規定　公布の日から起算して一月を経過した日

二　第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第二条及び第三条の規定　消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和五年十月一日）

（経過措置）

2　前項第一号に掲げる規定の施行の際現に消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第六十五条第一項の規定により同項の特定認定を受けている適格消費者団体に対する同法第八十五条第二項の規定による命令又は同法第八十六条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定による当該特定認定の取消しについては、前項第一号に掲げる規定の施行の日の属する事業年度の終了後最初に招集される特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十四条の二に規定する通常社員総会の終結の時までは、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　岡田　**直樹**

消費者契約法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年一月十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第六号

消費者契約法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第五項第一号及び第六号イの規定に基づき、この政令を制定する。

消費者契約法施行令（平成十九年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十六号から第二十八号までを削り、第二十五号を第二十七号とし、第二十号から第二十四号までを二号ずつ繰り下げ、第十九号を第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一　警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）

第一条中第十八号を第十九号とし、第六号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の二を第六号とする。

第一条中第二十九号を第二十八号とし、第三十号から第三十七号までを一号ずつ繰り上げ、第三十八号を第三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十八　探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）

第一条中第四十二号を第四十三号とし、第四十一号を第四十二号とし、第四十号の次に次の一号を加える。

四十一　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）

第一条に次の二号を加える。

四十四　住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）

四十五　特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）